資料

県の男女共同参画の推進状況について

令和4年2月24日(木)

令和3年度山形県男女共同参画審議会

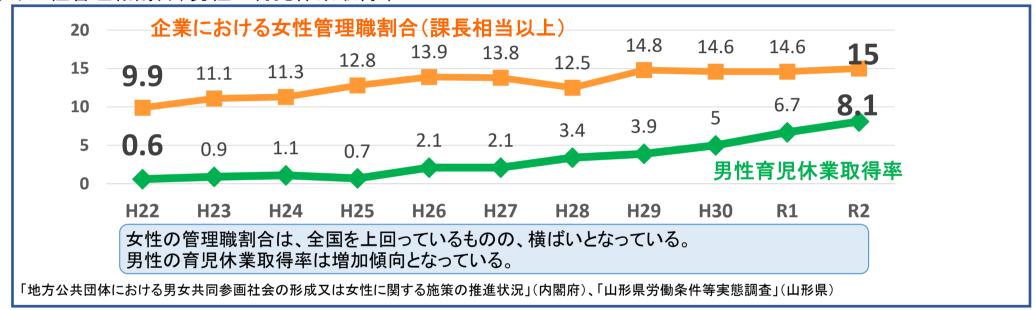
目次

- ◆ 山形県の男女共同参画の現状
- ◆ 山形県男女共同参画計画の概要
- ◆ 第4次山形県DV被害者支援基本計画の概要
- ◆ 令和3年度の主な取組み
- ◆ 令和4年度の主な新規・拡充の取組み

山形県の男女共同参画の現状

1 男女共同参画における現状

(1)女性管理職割合、男性の育児休業取得率



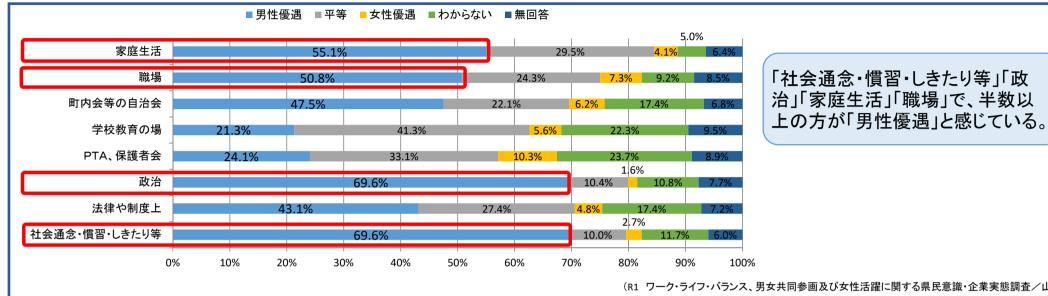
(2)女性が働き続けるために必要なこと

1位	男性の家事分担等、家族の理解と協力(41.1%)
2位	出産・育児・介護に関しての職場の理解(34.4%)
3位	労働条件の改善(19.0%)

男女ともに、「男性の家事分担等、家族の理解と協力」が第1位となっている。

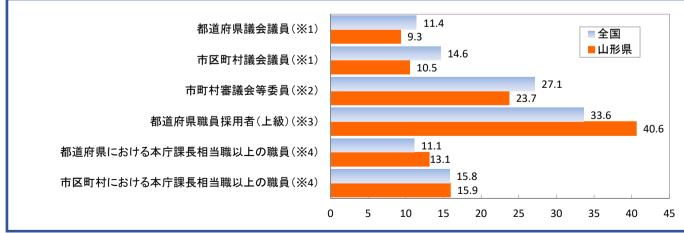
「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」(山形県)

(3) 男女の地位の平等について



(R1 ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査/山形県

(4)各分野における「指導的地位」に占める女性割合の全国と山形県の状況

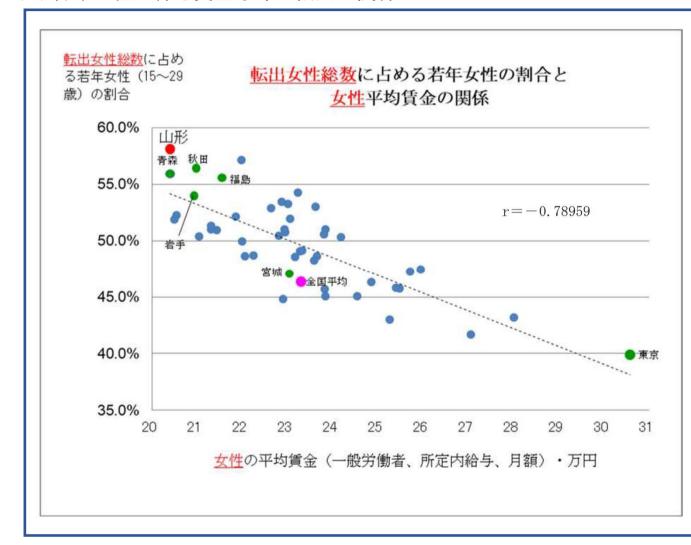


各分野における指導的地位に女性が占める 割合では、議員や管理職等で女性の参画が 十分に進んでいない状況にある。

- (※1)地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派人員調等(R1.12.31現在)
- (※2)地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の 推進状況(調査時点は原則としてR2.4.1現在であるが、各地方自治体の事 情により異なる場合がある。)
- (※3)採用期間H31.4.1からR2.3.31が対象
- (※4)地方公共団体における男女共同参画社会の形成または女性に関する施策 の推進状況(調査時点は原則として R2.4.1現在であるが、各地方自治 体の事情により異なる場合がある。)

2 若年女性の県外流出と賃金の相関関係について

(1)若年女性に係る賃金水準と転出の関係



「宮城県を除く東北5県は、東京(女性の 賃金が高く、若年女性の転出率が低い) と対極にあり、全国平均からも離れてい る」

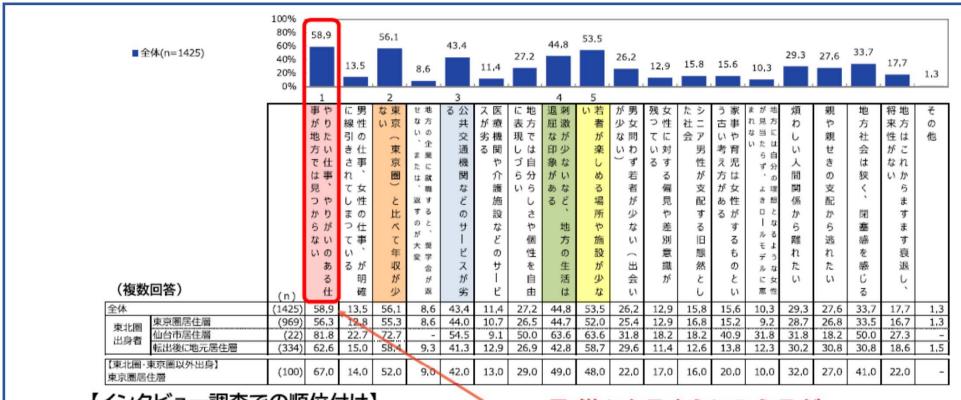
「賃金と若い女性の転出の間には、はっき りと負の相関関係がみてとれる」

「進学や就職時期を迎えるこの(若年女性)世代は、女性の賃金の低いところから高いところへ経済的な地位を見越して移動していく」

(令和2年6月11日の日経新聞記事)

厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」及び総務省「2019年 住民基本台帳人口移動報告」より県統計企画課作成

(2)若い女性が東京圏を選ぶ理由(地方から転出する理由)



【インタビュー調査での順位付け】

	#1	#2	#3	#4	#5	#6	#7	#8
共感度1	1	2	1	5	1	1	1	1
共感度2	2	4	3	4	2	2	4	5
共感度3		5	2	1		3	5	2

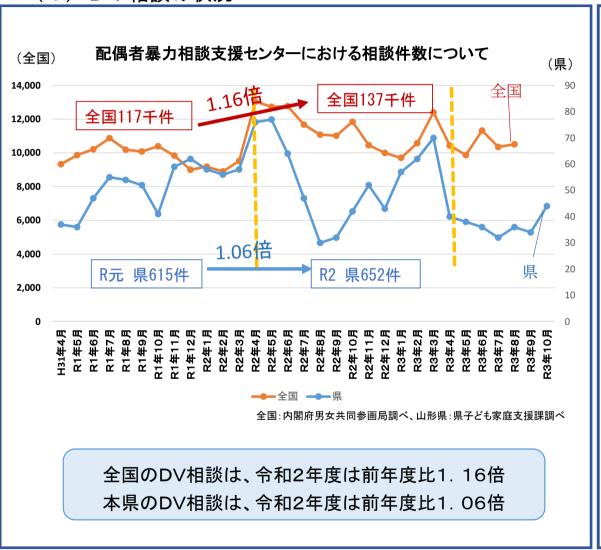
一見 様々あるようにみえるが・・・

1番の理由は やりたい仕事 やりがいのある仕事がない!11

公益財団法人東北活性化研究センター「人口の社会減と女性の定着に関する意識調査」(R3.3) 結果概要抜粋

3 コロナ禍における女性への影響

(1) DV相談の状況



(2)世代別・男女別の自殺者の動向

1 1	全国					※暦年値
			R元	R 2	増減	増減率
			14, 078	14, 055	▲23	▲ 0. 2%
男	性	39歳以下	3, 804	3, 996	192	+5.1%
		40歳以上	10, 274	10, 059	▲215	▲ 2. 1%
			6, 091	7, 026	935	+15.4%
女	性	39歳以下	1, 498	1, 912	414	+27.6%
		40歳以上	4, 593	5, 114	521	+11.3%
合	計		20, 169	21, 081	912	+4.5%

② 山形県

		R元	R 2	増減	増減率
		141	136	▲ 5	▲ 3. 6%
男 性	39歳以下	45	39	A 6	▲ 13.3%
	40歳以上	96	97	1	+1.0%
		53	58	5	+9.4%
女 性	39歳以下	5	19	14	+280%
	40歳以上	48	39	▲9	▲ 18.8%
合 計		194	194	0	0%

警察庁自殺統計

令和元年と2年で合計数の増減はないが、 内訳を見ると、特に、若い女性の自殺者が増加

(3) 本県の相談支援機関への相談状況

①県ひとり親家庭応援センター

- ・R2は、コロナに由来する生活困窮に関する相談が多かった。
- ・R3に入り、コロナ関連の相談等よりも、従来からの経済・生活 困窮に関するものが多く、8月に入ると、離婚の相談が増えた。
- ・新型コロナ関連の支援制度が大きく報道されたことで、以前から 生活に困窮していた人が支援制度を知って、相談する人が増えた。
- ・コロナの第6波で休校・休園が相次ぎ、パート・アルバイト職の親から、収入減に関する不安が寄せられている。

【相談者数】

R元	R 2	R2/R元	R3 (4~12月)	R3/R2 (4~12月)	
727	810	+11. 4%	742	+18%	

-------③県男女共同参画センター「チェリア」

- ・心や人間関係の相談内容が多く、女性からの 相談が約8割、 うち30~50代が約8割。
- 「誰かの声を聞きたくて電話した」、「気持ちを吐き出せる 場所がなくて辛かった」等、不安感や閉塞感を感じている声 がある。

【相談者数】

R元	R 2	R2/R元	R 3 (4~12月)	R3/R2 (4~12月)
 1, 093	1, 250	+14. 4%	736	▲ 23. 5%

②県女性相談センター

- ・人間関係の相談内容が多く、全体の約7割を占め、うち約3割はDV関連。
- ・感染リスクや漠然とした不安等、コロナに関するストレス を訴える相談がある。

【相談者数】

R元	R 2	R2/R元	R3 (4~12月)	R3/R2 (4~12月)
1, 225	1, 198	▲ 2. 2%	667	▲ 26. 5%

4マザーズジョブサポート山形・庄内

- ・新型コロナの影響を受け、相談件数は減少傾向。就職意欲 が高い層と見送る層の二極化が進んでいる。
- 「コロナ禍で解雇されないか不安」、「保育園の通園自粛 の影響で、就職活動の予定がつかない」等、先の見通しに 不安を感じている声がある。

【相談者数】

R元	R 2	R2/R元	R3 (4~12月)	R3/R2 (4~12月)	
1, 918	1, 441	▲ 24. 9%	915	▲ 11.0%	i

山形県男女共同参画計画の概要

■策定趣旨

社会情勢の変化に対応しながら持続可能で活力ある山形県を維持していくため、誰もが性別にかかわりなく、その個性や能力を十分に発揮できるように、男女共同参画及び女性活躍を推進する指針を定めるもの

■計画期間 令和3年度から7年度までの5年間

計画の基本的な考え方

- ◆3つの基本の柱、9つの施策の方向、37の数値目標で総合的に推進!
- ◆女性活躍推進法に基づく推進計画に位置づけ、女性の活躍を強力に推進!

I 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画を推進する上で最も重要な人権尊重の教育・学習、性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けて取り組みます。また、若年女性の定着・回帰に向けての取組みや防災等、性別に偏りのある分野への女性の参画促進に取り組みます。

Ⅱ いきいきと男女がともに活躍できる環境づくり

社会経済の変化に柔軟に対応していくため、政策・方針決定過程への女性の参画拡大に取り組みます。 また、男女の雇用等における機会均等の確保と女性の活躍推進、ワーク・ライフ・バランスの取組みを促進 します。

Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会づくり

暴力を根絶するととともに、貧困、高齢、障がいなど生活上の困難を抱える人が安心して暮らすことができるよう取り組みます。

■計画の付置づけ

- ○「男女共同参画社会基本法」第14条第1項及び「山形県男女共同参画推進条例」第8条第1項に基づく都道府県計画
- 〇「女性活躍推進法第6条第1項に基づく都道府県計画

基本 の柱		施策の方向	主な施策	主な取組み
I 男 女		教育・メディア等を通した男女双方の 意識改革、理解の促進	○ 性別による無意識の偏見・思い込みの解消に向けた取組みの加速化 ○ 多様なメディアにおける男女共同参画の視点に配慮した表現の推進	・ 学生向けライフデザインセミナーの開催・ 男女共同参画の視点を踏まえた公的広報の表現を広く啓発
に共	i 2	2 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信 重点	○ 女性の意見を施策に反映し発信する機会の創出○ 多様な暮らし方働き方を発信○ ライフスタイルに応じた仕事の創出、働き方支援	 若年女性のニーズを把握し、女性視点からの本県の魅力を発信 多様な分野で働く女性の交流会を開催
整盤づくり 実現	3	3 防災・科学技術・学術分野等における 男女共同参画の推進 <u>重点</u>	○ 防災分野への女性の参画促進○ 女性の起業に対する支援	防災に関心を高める防災女子カフェの 開催女性向けセミナー等で創業を促進
エいきい	4	1 政策·方針決定過程への女性の参画 拡大 <u>重点</u>	○ 管理職、役員等への女性の登用促進 ○ 政策・方針決定過程に参画する人材の育成とネット ワークの形成促進	・ 組織トップの意識改革を促すセミナーや 「女性活躍前進懇話会」の開催 ・ ビジネススキルを学ぶ講座や交流会を通 した人材育成
7躍できる環境づ	: ! : :	5 雇用等における男女の均等な機会・ 待遇の確保とワーク・ライフ・ハ・ランスの実現 重点	○ 中小企業における柔軟な働き方の導入の推進 ○ 働き方の見直しに向けた事業主・労働者の意識改革と女性の職域拡大 に向けた職場環境づくりの推進 ○ 結婚・出産・育児等で離職した女性の再就業に向けた支援体制の強化 ○ 関係法令の遵守と男女間格差の是正 ○ ハラスメント防止対策の促進	女性活躍と働き方改革の推進者等を対象とした連続講座の開催非正規雇用の正社員化や所得向上に向けた取組み
) ():		6 家庭・地域における男女共同参画の 推進 <u>重点</u>	○ 男性の家事・育児・介護等への参画促進○ 男女の多様な選択を可能とする子育で・介護支援対策の拡充	地域で活動する団体や市町村と連携した普及啓発事業の実施男性の家事・育児への参画や育休取得に関する機運の醸成
安全	7	7 重大な人権侵害であるあらゆる暴力の 根絶	○ 女性に対するあらゆる暴力の防止○ DV防止の普及啓発及び被害者の保護等の推進○ DV対応と児童虐待対応との連携強化○ 性犯罪・性暴力・ストーカー事案への対策の推進	・ べにサポやまがた等との連携強化・ デートDV防止に関する出前講座の開催
暮らせる社		3 生涯を通じた健康支援	○ ライフステージに応じた健康の保持増進 ○ 性と生殖に関する正しい知識の普及啓発・教育の推進 ○ 妊娠・出産・育児に関する保健医療対策の充実	・ ウェブサイトを利用した 妊娠・出産・育児 に関する情報提供やメール相談等、妊産 婦や子育で家庭を支援
会づくり	g	9 生活上様々な困難を抱える人への 対応と多様性を尊重する環境の整備	○ 子育て中のひとり親家庭への経済的支援、相談体制の充実○ 貧困、高齢、障がい等により生活上の困難に直面する人への支援○ 多様な性的指向・性自認への理解促進	ひとり親家庭応援センターにおいて、総合的な支援を実施LGBT等の理解促進に向けた啓発

【施策を進める上での共通の視点】

地域には、依然として固定的な性別役割分担意識や無意識の偏見・思い込みが根強く存在し、男女共同参画社会づくりが大きく進展していない要因となっています。これらの意識や固定観念は、性別や年齢、立場を問わず小さい頃から長年にわたり 形成されていると考えられており、施策共通の課題として取り組んでいきます。



※3~5は「女性活躍推進 法」の推進計画を兼ねる。

DV被害にあったり、被害者を発見したら?

「これはDVかな?」、「DV被害から逃れたい!」と思ったら、すぐに関係機関へご相談ください。

相談名・内容	相談窓口(実施機関)	電話番号	受付時	
	中央配偶者暴力相談支援センター			
	山形県福祉相談センター(女性相談センター)	023-627-1196		
DV相談	地域配偶者暴力相談支援センター		月~金	
DVIEW	山形県村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212	(祝日、年末年始を除く)	8:30~17:15
	山形県最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1274		
	山形県置賜総合支庁子ども家庭支援課	0238-26-6027		
	山形県庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-4759		
DV相談	市町村担当課(福祉課等)	各担当窓口へお	問い合わせください。	
子ども女性電話相談	山形県福祉相談センター	023-642-2340	毎日(年末年始を除く)	8:30~22:00
女性の人権ホットライン	山形地方法務局人権擁護課	0570-070-810	月~金(祝日、年末年始を除く)	8:30~17:15
女性の悩み等相談	山形県男女共同参画センター・チェリア	023-629-8007	月~木、土 金・日・祝日 (第1・3・5月曜日、第3 日曜日、年末年始を除く)	9:00~17:00 13:00~17:00
男性ほっとライン		023-646-1181	第1・2・3水曜日 (年末年始を除く)	19:00~21:00
警察安全相談	山形県警察本部	#9110または 023-642-9110	毎日	24時間
性暴力被害者 電話相談	べにサポやまがた (やまがた性暴力被害者サポートセンター)	#8891または 023-665-0500	月~金 (祝日、年末年始を除く)	10:00~21:00
法テラス犯罪 被害者支援ダイヤル	日本司法支援センター	0570-079714	月〜金 土 (祝日、年末年始を除く)	9:00~21:00 9:00~17:00
	特定非営利活動法人サポート唯	090-2366-8467	毎日	24時間
DV被害者 電話相談	よりそいホットライン ((一社)社会的包摂サポートセンター)	0120-279-338	毎日	24時間

DV相談ナビ (内閣府男女共同参画局)

受付

DV相談 + (プラス)(内閣府男女共同参画局)

24時間受付 0120-279-889 メール 24時間受付 soudanplus.jp



▲メール ▲チャット

チャット相談 12:00~22:00受付

新型コロナ感染拡大を受けて、令和2年4月~臨時的に実施されています。

~ 「第4次山形県DV被害者支援基本計画」の内容をもっと詳しくお知りになりたい方へ~

◇「第4次山形県DV被害者支援基本計画」の全文は、県のホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。 県ホームページ 第4次山形県DV被害者支援基本計画 検索

◇「第4次山形県DV被害者支援基本計画」に関する出前講座を実施しております。DVに関する研修会や勉強会を開催するとき に御活用ください。詳しくは、下記までお問い合わせください。

山形県子育で若者応援部子ども家庭課 家庭福祉担当 〒990-8750 山形市松波二丁目8番1号 TEL:023-630-2267 FAX:023-632-8238 E-mail:ykodomokatei@pref.yamagata.jp



第4次山形県DV被害者 支援基本計画

計画期間:2021年度~2025年度

概要版

DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。決して暴力は許されるものではなく、その 深刻な事態や被害者が持つ恐怖、不安を被害者の立場に立って理解、支援することが重要です。 山形県では、DVを許さない社会づくりを進めるとともに、DV被害者の相談、保護、自立の 支援を更に推進するため、新たに「第4次山形県DV被害者支援基本計画」を策定しました。

基本目標

[男女が互いの人権を尊重する、暴力のない社会の実現]

女性も男性も共に自己の尊厳を大切にしながら、お互いを一人の人間として尊重し、 他人を思いやることのできる社会の形成に向け取組みを進めます。

「予防」から「自立」まできめ細かな対応

県民全体でDVが重大な人権侵害であることを理解し、「予防」することが大切です。また、家庭内で 行われ、潜在化・深刻化しやすいため、DV被害にあった場合に被害者がためらわず「相談」したり、関 係者が「発見」できる環境の整備も大切です。さらに、被害者と子どもを迅速かつ安全に「保護」すること、 そして、被害者が精神的かつ経済的に「自立」することができるよう「支援」するとともに、被害者の「子 どもを守る」体制を強化することが極めて重要です。

「予防」から「自立」まで、行政や関係機関が「連携」して、被害者の立場に立った、切れ目のない支援 を推進します。



DVって何?

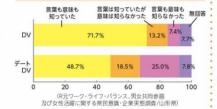
DV(ドメスティック・バイオレンス [Domestic Violence])は、一般的には、「配偶者や恋人など親密 な関係にある又はあった者から振るわれる暴力」をいい、暴力には、殴る、蹴るといった身体的暴力の みならず、大声で怒鳴るといった精神的暴力、交友関係を制限するといった社会的暴力、生活費を渡 さないといった経済的暴力も含まれます。

▲▲▲ 山形県

DVの現状

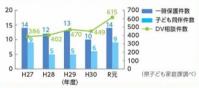
(1)DVの認知度(県民意識調査)

- · 「DV」の認知度は84.9%。
- ・「デートDVIの認知度は67.2%。



(2)DV相談件数と一時保護件数 (県配偶者暴力相談支援センター)

- ・本県のDV相談件数 (R元) は615件で、前年度比37.0% の増加。
- ・直近5年間の一時保護件数は10~14/年で推移し、 約半数は子どもを同伴。



(3) DVを受けた時の相談経験

・県民意識調査によると、回答者の14.8%にDV被害を 受けた経験があり、受けた時の相談先としては、「友人・ 知人 | (35.7%)、「家族・親戚 | (28.2%)に次いで、「どこ (だれ)にも相談しなかった |割合(24.7%)が高い。



(R元ワーク・ライフ・パランス、里女共同参画 及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

(4) DVを相談しなかった理由

- ・上記(3)で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と回答し た人の理由については、「自分さえがまんすれば、なん とかこのままやっていけると思ったから1が42.9%と
- ・16.1%が「どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかっ たからしと回答。



(R元ワーク・ライフ・パランス、男女共同参画 及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査/山形県)

主要な課題

3. 当事者に寄り添う

相談から自立支援に至るまで、

当事者本位の寄り添ったきめ細

かな支援を実施するため、女性 の保護事業の積極的な活用を 図るとともに、市町村における

計画的なDV支援体制の整備を

基本の柱Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅵ

支援する必要があります。

本県の現状を踏まえ、次の5つを主要な課題として、施策を推進します。

1. DV被害を予防する

DVを許さない社会づくりを 促進するため、若年層に重点 化したDV予防の啓発や人権 尊重の意識を高める教育を行 う必要があります。

基本の柱Ⅰ

4. 子どもを守る

DV被害者と子どもを適切に 保護するため、DV対策と児 童虐待防止対策との連携を強 化する必要があります。

基本の柱V

2. 相談につなげる

被害者が安心して、早期に相 談できるよう、SNS等相談し やすい相談窓口を整備すると ともに相談窓口の周知を強化 する必要があります。

基本の柱Ⅱ

5. 連携により支援する

DV被害者の多岐にわたる複雑 な問題に対応するため、国、市 町村、関係機関・団体、NPO 等との連携を強化する必要があ ります。

基本の柱Ⅵ

被害者の立場に立った切れ目のない支援

6つの基本の柱、17の施策の方向に体系化し、 今後の方策により被害者の立場に立った切れ目のない支援を実行します。



基本の柱状 市町村・関係機関との連携の強化県、市町村、民間団体等の関係機関等の連携を強化します。

施策の方向16 市町村との連携によるDV対策の強化 重点 施策の方向17 関係機関との連携によるDV対策の強化

- 市町村における支援体制づくりの推進
- 市町村基本計画の第定支援
- ・災害時や感染症拡大時における相談窓口の周知 (再掲)
- 関係機関の顔が見えるネットワークづくり NPO等民間団体との連携と協働
- 他の都道府県との連携
- 指標 DV防止法で定める市町村基本計画の策定市町村数 16市町村(R2.9.1)⇒全市町村

令和3年度の主な取組み

1 若年女性が幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信

(1) オンライン100人女子会の開催(新規)

◇目 的 女性の県内定着・回帰につなげるため、県内外の若年女性

に現状・ニーズを聞き取り、女性も活躍できる環境づくり

に向けた機運醸成や、情報発信に活かす。

◇参加者 102名 (学生を含む県内外の若年女性)

◇主な意見

(1)仕事や働き方について

- ・県内の女性の働き方について気軽に情報を得られる機会が欲しい。(県外・大学生)
- なかなか表に出てこないだけで、山形にも自分らしい道を模索している女性がたくさんおり、つながる機会がほしい。
- ・県内では、出会い・成長・チャレンジの機会が限られ、自分の力を全部発揮できないかもしれない。(県外・大学生)
- ・月給の差が都心部と比べて10万ほどあるため、金銭面のことを考えると山形で働きにくい。





(1) オンライン100人女子会の開催(つづき)

- ・山形は好きだが、給料や待遇面、仕事の種類なども都会よりも少ない、限られることはマイナスなイメージ。
- ・大学時に就活を行った際に給与の低さに驚いた。

(2) 暮らし、家庭生活について

- ・山形の女性は仕事、家事、子育て、介護に追われ、自分にかける時間がない。
- 男性の育児休暇取得について、もっと企業で推進してほしい。
- ・共働き率が高いのに家事の負担は女性が圧倒的に多い。

(3)地域について

- ・未だに、冠婚葬祭や町内会など皆が集まる宴席で、女性だけが働いている姿を見かける。
- 人とのつながりに楽しさや安心感がある反面、窮屈に感じる時がある。
- 「まだ結婚していないの?いつまで好きなことして遊んでいるの?家のことちゃんとやってるの?」という圧力を感じ、息苦しさを感じることがある。

(4) その他

〈100人女子会について〉

- ・コロナ禍のため、同年代の女性と会う機会が減り不安な中、様々な意見が聞けて良かった。
- ・他の女性の話を聞く機会や、自分が話す機会が今までなく、非常に貴重な経験。

〈参加者アンケート〉

・参加前よりも、「山形県で暮らし働くこと」に希望を感じるようになったと回答した割合 73.6%

(2) インターネットによる「山形県の女性の暮らし方、働き方に関するアンケート調査」の実施

- ◇調査対象 山形県在住または山形県へのUIJターン等に関心がある方
- ◇調査内容 (1)生活の満足度 (2)希望する場所・暮らし方
 - (3) 働く環境と希望する働き方(4)役割分担意識等の現状 等
- ◇実施期間 令和3年11月8日(月)~11月30日(火)
- ◇回 収 数 1,310件(うち 女性1,121件、男性183件、その他 6件)

中間報告(抜粋)

Ⅲ3(2)希望する働き方ができる環境とはどのようなものか(複数選択)

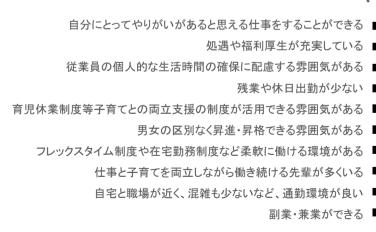
「自分にとってやりがいがあると思える仕事をすることができる」が63.3%と最も高く、次いで「処遇や福利厚生が充実している」(58.3%)、

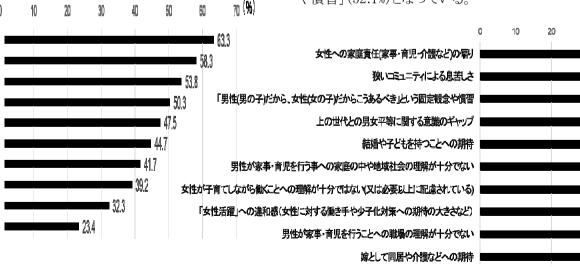
「従業員の個人的な生活時間の確保に配慮する雰囲気がある」(53.8%)となっている。

Ⅲ4(2)山形県での仕事や暮らしの中で感じた違和感(複数選択)

「女性への家庭責任(家事・育児・介護など)の偏り」が62.5%と最も高く、 次いで「狭いコミュニティによる息苦しさ」(54.4%)、

「『男性(男の子)だから、女性(女の子)だからこうあるべき』という固定観念や慣習」(52.1%)となっている。





2 雇用等における男女の均等な機会・待遇の確保とワーク・ライフ・バランスの実現

(1) やまがたトップセミナーの開催

- ・概 要 ワーク・ライフ・バランスの実現や、女性も活躍できる職場環境づくりに向 けて経営者層の意識改革を促すためのセミナーを開催
- 開催日 11月16日 (火)
- ・講演 ウィズコロナ時代に求められるリーダーのカ 山口 周 氏
- •参加者 162名

(2) ウーマノミクスで経済活性化塾の開催

- ・概 要 管理職、人事・労務担当者等を対象に、女性をはじめ、誰もが働きやすく能力を発揮できる職場づくりに向けて、アンコンシャス・バイアスへの対処法を学び、自社での実践につなげる2回の連続講座を開催
- 開催日 <第1回>1月24日(月) <第2回>2月21日(月)
- ・参加者 延べ99名

(3) ビジネスウーマン交流会の開催

- ・概要県内で働く女性等が悩みや課題を共有することで、 モチベーションアップやキャリア・ライフイメージ を形成するためのオンライン交流会を開催
- 開催日 2月4日 (金)
- 参加者 70名





201 2/21 13:30~16:30

(4) 男性の家庭参画推進事業(新規)

- ◇男性のワーク・ライフ・バランス応援セミナーの開催
 - ・概 要 職場の理解促進と当事者である男性職員の意識啓発のため、企業の人 事・労務担当者及び子育て期の男性従業員を対象としたオンライン連続セ ミナーを開催
 - <第1回>10月14日(木) テーマ:会社も男性も必見の「男性育休虎の巻」
 - <第2回>10月26日(火) テーマ:男性育休 先進企業の取組みに学ぼう!
 - <第3回>※男性従業員のみ対象 11月4日(木)又は11月19日(金) テーマ:男性育休取得でワークとライフをアップデート!
 - 参加者 延べ139名



◇企業向けデジタルリーフレットの作成・発信 男性の育児休業取得促進に係る機運醸成、職場の理解促進のため、 先進的な企業の取組み等を掲載した「デジタルリーフレット」を作成中

(5) やまがたイクボス同盟(R3.11月末 518企業・団体加盟)

- ◇「やまがたイクボス同盟ウェーブアクション」の実施
 - ・加盟企業・団体から男性育休取得を促すための取組みや工夫などを募集(9月1日~30日)し、県HPやSNS等で共有・発信(参加企業・団体数 22組織)





(6)マザーズジョブサポート運営事業

- ◆ 結婚・出産・育児期に離職した女性の就職希望に対応
- ◆ これから働こうとする女性一人ひとりのニーズに応じた就業のワンストップ支援窓口「マザーズジョブサポート山形」及び「マザーズジョブサポート庄内」を開設し、ハローワークにおける職業紹介機能との連携による一体的なサービスを提供。

☞ 女性の就労支援に関するワンストップサービスの提供

マザーズジョブサポート山形・庄内

相談員の配置による相談対応

- ▶ 就職の環境や条件が整っていない女性等の相談
- ▶ 仕事と子育ての両立に関する相談・支援(保育情報など)

仕事と子育ての両立などに関する 各種セミナーの開催

▶ 労働局と連携した開催

特別相談事業の開催(各月1回)

- ▶ 山形県看護協会による巡回相談
- ▶ 山形県福祉人材センターによる保育士・介護士等就職相談
- ▶ 山形県母子寡婦福祉連合会によるひとり親家庭就業相談

保育ルーム「にこにこ」「きらきら」の運営

出張相談・セミナーの開催

就職面接用スーツ等の貸出





ハローワーク

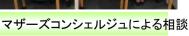
ハローワークにおける職業紹介等

- ▶ ハローワークでの職業相談・職業紹介
- ▶ 求人情報・労働市場情報の提供
- ▶ 各種支援制度に関する情報提供
- ▶ 職業訓練に関する相談

就職に関するセミナーの開催









3 コロナ禍における女性への支援

(1) やまがた女性のつながり緊急サポート事業(新規)

コロナ下で不安や悩みを抱える女性を支援するため、県内各地のNPO等と連携し、相談体制の 充実や生理用品の無償提供を行うほか、支え合い活動の取組みを支援する。

◇県男女共同参画センター・チェリアの相談機能の強化

- ・専門の相談員による女性のための「こころの相談」枠の拡大(月2回→週1回)
- ・オンラインによる集中相談週間の新設(8月と10月に実施)
- ◇孤独・孤立や不安を抱えた女性に対する支援体制の強化
 - ・女性同士が身近なところで互いに支え合うピアサポート等の取組み
 - ・経済的な理由で生理用品を買うことが困難な児童を含む女性に対し、 県内各地のNPOや学校、図書館等の身近な窓口で無償提供

県内各地のNPO等団体と連携して、支援する仕組みを構築



啓発リーフレットで周知中

4 DV防止に向けた啓発

- ◇DV防止及び相談窓口の啓発(リーフレットの配布)
- ◇パープルリボンキャンペーン(11月12日~25日「女性に対する暴力をなくす運動」期間)
- ◇デートDV防止出前講座の実施(11校)、デートDV防止啓発チラシの作成



5 女性の賃金向上・県内定着に向けた取組み (産業労働部 雇用・コロナ失業対策課)

(1) 山形県賃金向上推進事業支援金(賃金アップコース)

・R3.4.1~R4.1.31の間に、40歳未満の女性非正規 雇用労働者の時給を30円以上増額し、1ヶ月以上継続して雇用 した場合、3万円/人を事業者に支給(県内の中小企業等が対象)



業種	上限	額
製造業	20人まで	60万円
卸売業,小売業、宿泊業,飲食サービス業	10人まで	30万円
その他	5人まで	15万円

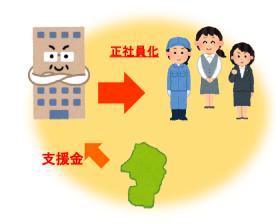


(2) 山形県賃金向上推進事業支援金(正社員化コース)

・R3. 4. 1~11. 30の間に、40歳未満の女性非正規雇用労働者を正社員に転換し、3ヶ月以上継続して雇用した場合、10万円/人を事業者に支給(県内の中小企業等が対象)

【支給上限額】

50万円(1事業者あたり、5人まで)



(3) 職場環境改善アドバイザーの派遣

・職場環境改善アドバイザー(社会保険労務士)が、常用雇用100人以下の企業を訪問し、多様で柔軟な働き方、育児・介護休暇やパワハラ防止の規定の整備など、女性が働きやすい職場環境づくりに向けた助言・指導を行う。



(4) 女性が働きやすい職場環境づくりに取り組む企業の情報発信

・HPやセミナー等で好事例を紹介。 山形県HP ホーム > 産業・しごと > 労働・雇用 > 【特集】女性にやさしい職場環境のススメ

(5) 女性新規就業支援事業の実施

・山形県中小企業団体中央会にコーディネーターを配置し、女性を新規に雇用する 企業の掘り起こし及び職場環境改善を促進し女性の就業増を図る。

(6) 女性・高齢者就業促進セミナーの開催(R3.10.14開催)

・県内企業を対象に企業の意識改革を促し、多様で柔軟な働き方の導入 を促進するセミナーを開催し女性の就業増を図る。



(7) 若年女性県内就職・定着促進協議会の開催

◇目的

進学時、就職時の県外転出など若年女性の県外流出による本県経済の活力低下について危機 感を共有し、若年女性の県内就職・定着促進に向けた取組みを検討・推進する。

◇開催日 令和3年9月2日(木)13:30~15:30

◇委員等

- ・産業分野、労働分野、教育分野、学識経験者、女子学生、その他 15名 計17名 ・アドバイザー等 2名 2 計17名
- ◇主な意見

(1) 山形県で就職してもらう、Uターンで山形県に戻ってきてもらうための方策について

- ・若手社員による企業の魅力発信、学生と若手社員の交流が必要。
- ・山形には女性が活躍できる企業、仕事があるということを学生・高校生に伝えることが重要。
- ・大学1、2年生など早い時期から企業とつながる機会が必要。

(2) 山形県で就職した方に離職せずに定着してもらうための方策について

- ・山形は子育てするにはよいところであるということを学生に伝えていくことが必要。
- ・県内中小企業は女性が働きやすい職場づくりを行っていることを訴えていくことが必要。

6 全国知事会 男女共同参画プロジェクトチームによる政府への提言活動等

(1) 全国知事会男女共同参画プロジェクトチームによる政府への提言・要請活動

・ 山形県知事がプロジェクトチームリーダーとして、ポストコロナ時代のジェンダー平等に向けて令和4年度 予算に向けた政府への提言を作成(R3.6.10全国知事会議報告・承認)し、令和3年7月に丸川内閣府特命大 臣及び大隈厚生労働大臣政務官へオンラインによる要請活動を実施。

男女共同参画の推進に関する提言 ~ポストコロナ時代のジェンダー平等に向けて~

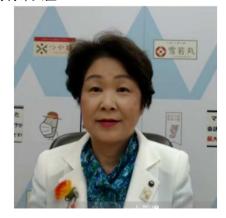
- 提言 1 新型コロナウイルス感染症拡大により様々な困難・課題を抱える 女性への支援の強化
- 提言2 「持続的な社会」の実現に向けた男女共同参画の取組みの強化
 - 1 性別による固定的な役割分担意識や無意識の偏見・思い込みの 解消
 - 2 女性活躍の促進と格差解消
 - 3 女性も男性も家庭生活と仕事を両立できる環境づくりの促進
 - 4 政治・経済分野をはじめとした政策・方針決定過程における女 性の参画の促進
- 提言3 あらゆる暴力の根絶と多様性を尊重する環境の整備
- 提言4 女性活躍の推進に地方が本気で取り組むための十分な財源の確保



丸川前内閣府特命大臣



大隈前厚生労働大臣政務官



(2) 女性活躍推進に向けた北海道・東北地方・新潟県知事 共同宣言

- ・ 令和2年10月の北海道東北地方知事会議において、当県知事から、女性活躍に向けた1道7県の連携を呼びかけたことを発端とし、各道県の担当部局長をメンバーとする「女性活躍推進北東プロジェクトチーム」を設置。
- 北海道・東北地方が共に、性別にかかわらず住みやすく働きやすい環境づくりを進めていくため、なお一層の女性活躍推進に向けた「輝く女性ほくとう宣言」を発出。宣言の趣旨を県内での取組みに広げていくため、市町村、関係団体、イクボス同盟企業等に周知。



令和3年11月16日 北海道東北地方知事会議

女性活躍推進に向けた 北海道・東北地方・新潟県知事共同宣言 ~輝く女性ほくとう宣言~

長期化する新型コロナウイルスの感染拡大は、女性の雇用や生活に大きな 影響を及ぼしています。また、多くの地方自治体においては、若者、特に若 年女性の首都圏への流出が、人口減少に歯止めがかからない要因の一つとな っております。

一方、テレワークなど新しい働き方の可能性が広がり、地方への関心も高まる中、これを好機と捉え、女性が自ら希望する生き方・働き方を実現できるよう、豊かな自然や食文化、ゆとりある生活環境などを強みとする北海道・東北地方・新潟県から、女性活躍を一層前進させる必要があります。

私たちは、次の項目に自ら率先して取り組むとともに、1道7県で推進し、 社会全体での取組に広げていきます。

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて、組織トップ層の意識改革を図るとともに、女性リーダーの育成に取り組みます。
- 2 固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス (無意識の偏見) の解消に向けて意識改革を促す取組を推進します。
- 3 **男性の家事・子育て等への参画、育児休業の取得促進**等、男女ともに 家庭と仕事を両立できる環境づくりの促進に向けて取り組みます。
- 4 **男女間の賃金格差の解消や待遇の改善**などを進め、女性も十分な所得が得られやりがいをもって働ける職場環境づくりを推進します。
- 5 コロナ下で不安を抱える女性に寄り添った対応ができるよう、相談・ 支援に取り組みます。

令和3年11月16日

北海道知事	鈴木	直道	秋田県知事	佐竹 敬久
青森県知事	三村	申吾	山形県知事	吉村美栄子
岩手県知事	達増	拓也	福島県知事	内堀 雅雄
宮城県知事	村井	嘉浩	新潟県知事	花角 英世

令和4年度の主な新規・拡充の取組み

(1) 男女共同参画の視点に配慮した表現の推進【新規】

◇目 的

各種メディアにおいて、依然として、性別役割分担意識に基づく表現が存在することから、男女共同参画の視点を踏まえた表現を促進するリーフレットを作成し、公的広報におけるアンコンシャス・バイアスに関する気づきを促す

◇事業内容

男女共同参画の視点を踏まえた広報の発想・工夫の手がかりをイラストを交えて表示する等、表現に関するリーフレットを作成



~活用イメージ~

県・市町村担当者に周知するほか、県男女共同参画 推進員による出前講座等で男女共同参画の視点を分か りやすく視覚的に伝える資料として活用

男女共同参画の視点を踏まえた表現の例



横浜市男女共同参画の視点からの公的広報ガイドライン

(2) 女性も幸せに暮らし働ける山形県の魅力の創出・発信【一部新規】

◇目 的

女性の県内定着・回帰に向け、当事者である県内外の女性に現状・ニーズを聞き取り、女性も活躍できる環境づくりに向けた魅力の創出・発信や、機運醸成を図る

◇事業内容

- (1) オンライン100人女子会の開催
 - ・女性の多様なニーズ・意見を把握するため、県内外の女性による意見交換会の開催
- (2) 女性視点からのやまがた暮らしの魅力の発信【新規】
 - ・SNSを活用し、県内女性の多様な生き方、働き方をロールモデルとして取材し、発信
- (3)性別による固定観念にとらわれない社会に向けた機運醸成【新規】
 - ・性別による固定観念への気づきや、解消の必要性への理解促進を図る 多世代向けの啓発素材の作成



【産業労働部 雇用・コロナ失業対策課】 女性の賃金向上推進事業費【拡充】

67.115 千円

目 的

○ 女性の県内定着の促進に向けて、女性の賃金向上等を 行った中小企業等への支援金の支給や、学生の県内就職 への意識醸成を目的とした交流会等を実施する。

女性の賃金アップ・正社員化を支



若手社員との本音トーク・交流会



事業内容

賃金向上推進事業支援金【拡充】

55.500千円

	支給要件	支給額
賃金アップ コース	50歳未満の女性非正規雇用労働者の 時給を30円以上増額	3万円/人
正社員化コース	50歳未満の女性非正規雇用労働者を 正社員に転換	10万円/人 又は 20万円/人 ※

※対象者が就職氷河期世代(36~49歳)の場合、10万円上乗せ

2 若年女性県内就職・定着促進事業【新規】

11,615千円

- ① やまがた若者未来デザインプロジェクト
 - ・ 学生と県内企業の若手社員との交流会
 - ・ 県内就職に役立つ情報等の学生が興味を持つ内容を テーマとした座談会
- ② 女子学生向け職種図鑑の作成
 - ・ 女子学生の県内就職の選択肢・可能性を広げるための職種 図鑑の作成
- ③ 女子学生を対象とした企業訪問バスツアー

